新旧対照表

(マチカマネー及びまちペイポイント利用約款の改正)

2025年11月14日訂正版

2025年10月10日公開時からの訂正箇所は<mark>黄色マーカー部</mark>です

| 改定後 | 改定前 |
|---------------------|------------|
| マチカマネー及びまちペイポイント利用約 | マチカマネー利用約款 |

款 本約款は、株式会社まちペイ(以下「当社」

といいます。)が発行する電子マネー「マチカマネー」及び「まちペイポイント」の利用条件等を定めるものです。

第1条(定義等)

本約款における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとし、本約款に定めのない用語の定義及び事項は、まちペイ共通約款の定めるところによります。

第2条(基本規定)

登録会員は、当社所定の方法により会員アカウントの開設を申込むこととし、本約款に従い、マチカマークのあるまちペイ加盟店にて、マチカマネー及びまちペイポイントを商品等(一部商品を除く)の支払いに利用することができます。まちペイ加盟店は、ホームページをご確認ください。

2. 本約款は、別段の定めがない限り、マチカマネー及びまちペイポイントの利用者 (以下「利用者」といいます。) に適用されます。

第4条 (残高及び有効期限の確認方法)

マチカマネー及びまちペイポイントの残高 及び有効期限は、まちペイアプリ、マチカ マネー利用後に交付されるレシート又はま ちペイ加盟店等にてご確認ください。

2. 複数の会員アカウントにあるマチカマ

本約款は、株式会社まちペイ(以下「当社」 といいます。)が発行する電子マネー「マチ カマネー」の利用条件等を定めるものです。

第1条(定義等)

本約款における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとし、本約款に定めのない用語の定義及び事項は、マチカ共通約款の定めるところによります。

第2条(基本規定)

登録会員は、当社所定の方法により会員アカウントの開設を申込むこととし、本約款に従い、マチカマークのあるまちペイ加盟店にて、マチカマネーを商品等(一部商品を除く)の支払いに利用することができます。まちペイ加盟店は、ホームページをご確認ください。

2. 本約款は、別段の定めがない限り、マチカマネーの利用者(以下「利用者」といいます。) に適用されます。

第4条(残高及び有効期限の確認方法) マチカマネーの残高及び有効期限は、マチ カマネー利用後に交付されるレシート又は まちペイ加盟店等にてご確認ください。

2. 複数の会員アカウントにあるマチカマ

ネー及びまちペイポイントの残高を合算 | ネーの残高を合算し、又は他の会員アカウ し、又は他の会員アカウントに移行するこ とはできません。

ントに移行することはできません。

第5条 (マチカマネーチャージ)

利用者は、当社所定の店舗、チャージ機及 びオンラインチャージにより当社の定める 金額単位でチャージすることができます。

第6条(まちペイポイントの有効期限) まちペイポイントの有効期限は、当社ホー ムページでご確認ください。ただし、キャ ンペーン等により付与された期間限定のま ちペイポイントは、この限りではありませ ん。

2. 有効期限を途過したまちペイポイント は、残高の有無に関わらず無効となり、返 金、払戻し又は再発行等をすることができ ません。

第6条の2(まちペイポイントの付与)

当社は会員に対し、当社の定める条件に従 って、所定のまちペイポイントを付与する ことができます。ただし、一部まちペイポ イント付与の対象外となる場合がありま す。まちペイポイントの付与率やまちペイ ポイントの付与条件(付与対象外となる条 件)等は、当社ホームページでご確認くだ さい。

2. 前項の他、イベント、キャンペーン等に よりまちペイポイントを付与することがあ ります。

第7条(利用)

利用者は、愛媛県松山市内のまちペイ加盟 店にて、マチカカード等を提示し、又は設 置されたQRコードを読み取ることにより マチカマネーを商品等の支払いに利用する ことができます。

第5条 (チャージ)

利用者は、当社所定の店舗及びチャージ機 により当社の定める金額単位でチャージす ることができます。

【追加】

【追加】

第6条(利用)

利用者は、まちペイ加盟店にて、マチカカ ード等を提示し、又は設置されたORコー ドを読み取ることによりマチカマネーを商 | 品等の支払いに利用することができます。 詳しいご利用方法は、ホームページをご確 2. 利用者は、まちペイ加盟店にて、マチカカード等を提示し、又は設置されたQRコードを読み取ることによりまちペイポイントを商品等の支払いに1ポイントにつき1円として利用することができます。詳しいご利用方法と利用可能な加盟店は、ホームページをご確認ください。

3. 一部マチカマネー及びまちペイポイントを利用してお支払いいただけない商品等があります。詳しくは、まちペイ加盟店にお問合せください。

第8条 (禁止事項)

2. 前項の禁止事項を行った利用者は、ま ちペイ共通約款第7条第3項の措置をとる ことがあります。

第9条(払戻し等)

マチカマネー及びまちペイポイントは、交換、換金又は返金することができません。

第10条(取消)

マチカマネーのチャージ又はマチカマネー、まちペイポイントの利用は、原則として取り消すことができません。マチカマネー及びまちペイポイントで取引をした商品等の返品、キャンセル等が生じた場合は、購入等の当日、まちペイ加盟店と精算してください。

附則

第1条(効力発生日)

本約款の改定は、令和7年12月1日以降の新機能を搭載したまちペイアプリのリリース日(別途告知)より効力を有するものとします。

認ください。

2. 一部マチカマネーを利用してお支払いいただけない商品等があります。詳しくは、まちペイ加盟店にお問合せください。

第7条 (禁止事項)

2. 前項の禁止事項を行った利用者は、マチカ共通約款第7条第3項の措置をとることがあります。

第8条(払戻し等)

マチカマネー及びまちペイポイントは、交換、換金又は返金することができません。

第9条(取消)

マチカマネーのチャージ及び利用は、原則 として取り消すことができません。マチカ マネーで取引をした商品等の返品、キャン セル等が生じた場合は、まちペイ加盟店と 精算してください。

【追加】